

● 生活規程（服装・頭髪・その他）

Ⅰ 制服について

制服は以下のAまたはBのいずれかを正しく着用する。

A（１）上着・スラックス（本校所定）・Ｙシャツを着用する。

（２）Ｙシャツは、白無地のノーマルカラーとする。

（３）夏季（６月～９月）は、スラックス・Ｙシャツ又は白・紺のポロシャツ（本校所定）を着用する。

B（１）上着・スカート・リボン（本校所定）、ブラウスを着用する。

（２）ブラウスは、白無地のものとする。

（３）夏季（６月～９月）は、スカート・ブラウス又は白・紺のポロシャツ（本校所定）を着用する。リボンは着用しなくてもよい。

（４）冬期はストッキングを着用してもよい。着用する際は黒の無地のものとする。

（５）スカート丈は、膝の中心にかかることとする。

A・B共通事項

（１）セーター・ベストを着用する場合は、本校所定のものとする。

（２）通学用靴については、華美な飾りのあるもの及び極端にかかとの高いものやブーツ・サンダル類は禁止とする。

（３）靴下は黒・紺・白の単色とする。

（４）更衣の前後１か月は移行期間とする。

２ 頭髪について

（１）人為的に手を加えることにより、髪の毛の色を変容させることは禁止する。

（２）カールやパーマ・エクステンション・額横上部までの極端な刈り上げ（マンバンヘア等）は禁止とする。

３ その他

（１）化粧（眉のそり落とし、そり込み、つけまつげを含む）・ネイル・ピアスなどの装飾品は禁止する。

（２）コートを着用する場合は、上着着用時のみとする。

● アルバイト規程

- 1 アルバイトは届出制とし、保護者の責任においておこなうこととする。

以下の条件を厳守することとする。

理由 学費補助、家計補助

職種 危険を伴う業務・高校生としてふさわしくないと思われる職種は除く。

時間 午後 8 時まで

- 2 1 年次は 1 学期中間考査終了以降とする。

● 交通規程

- 1 (1) 原付一種 (125cc 以下・4.0KW 以下) 免許取得は休業日とする。

- (2) 原付一種の免許を取得したものは、速やかに登録届を提出する。

なお、登下校に使用してはならない。

- (3) 自動二輪車の免許取得は禁止とする。

- (4) 普通自動車免許の取得については、3 年次の定められた期日以降とする。

・自動車学校の入校は、3 年次の 11 月 1 日以降とし、所定の手続きを経た後、許可をする。

・自動車免許の取得は、3 年次の 2 月 1 日以降とし、取得後は速やかに学校へ報告する。

- (5) 取得した普通自動車免許証は保護者が管理し、卒業まで運転はしない。

- 2 自転車通学をする者は、必ず登録をして、指定のステッカーを通学用自転車に貼付すること。